

霧島市条例第 31 号  
令和 6 年 1 2 月 2 0 日

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の表中

「

霧島市福山公民館	大会議室	310円
	会議室	140円
	和室	140円
	調理実習室	200円

」を

「

霧島市福山公民館	大会議室	250円
	中会議室	140円
	小会議室	140円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日

以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。